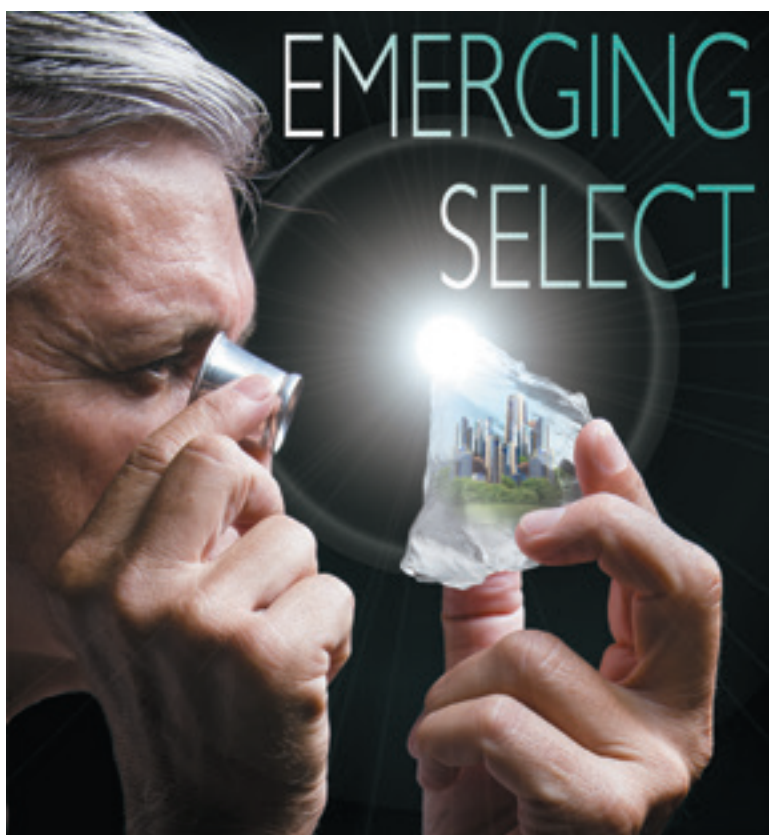


ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド (資産成長型)

愛称:エマージング・セレクト(成長)

追加型投信／海外／株式



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

●委託会社の情報 (2025年4月末現在)

委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金 100億円
設立年月日 1995年4月4日	運用する 投資信託財産の 合計純資産総額 9兆2,164億円

●商品分類等

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ
<https://www.toushin.or.jp/> にてご確認ください。

- 本書により行う「ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド(資産成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月15日に関東財務局長に提出しており、2025年7月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名:エマセレ成長)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資対象とする「コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド(適格機関投資家限定)」を通じ、新興国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 主に新興国の株式に投資します。

- 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジ*を行いません。

※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

2 相対的に高い利益成長が持続すると見込まれる銘柄を、成長企業への長期投資で定評のあるコムジェストが厳選します。

- ファンドは、「コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド(適格機関投資家限定)」および「ニッセイマネーマーケットマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ*方式で運用を行います。

※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。

- 「コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド(適格機関投資家限定)」の組入比率は、原則として高位を保ちます。

コムジェストについて

コムジェストは1985年にパリに設立された独立系の資産運用会社です。

パリ、ダブリン、香港、東京、シンガポール、ボストンなどに拠点を有し、世界中の投資家にサービスを提供しています。同社の運用の最大の特徴は、「質の高い成長企業」に長期的な投資をすることです。

運用プロセス

新興国の企業が発行する株式等

投資ユニバース
（「質の高い成長企業」が
発行する株式等）

ポートフォリオ

- 定量基準・定性基準によるスクリーニング
- 綿密なファンダメンタル分析(長期業績予想に基づく成長力の評価、ESG*に対する取組みの調査・分析等)
- 投資ユニバースへの追加・削除はチーム全員一致で決定

※ ESGとは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)の頭文字をとったものです。ESGに対して優れた取組みを行う企業は持続的な成長が期待されます。

- 独自の手法によるバリュエーション評価
- 長期投資を前提とした銘柄選択
- 利益成長力、バリュエーション、確信度に基づく投資ウェイトの決定

・上記運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

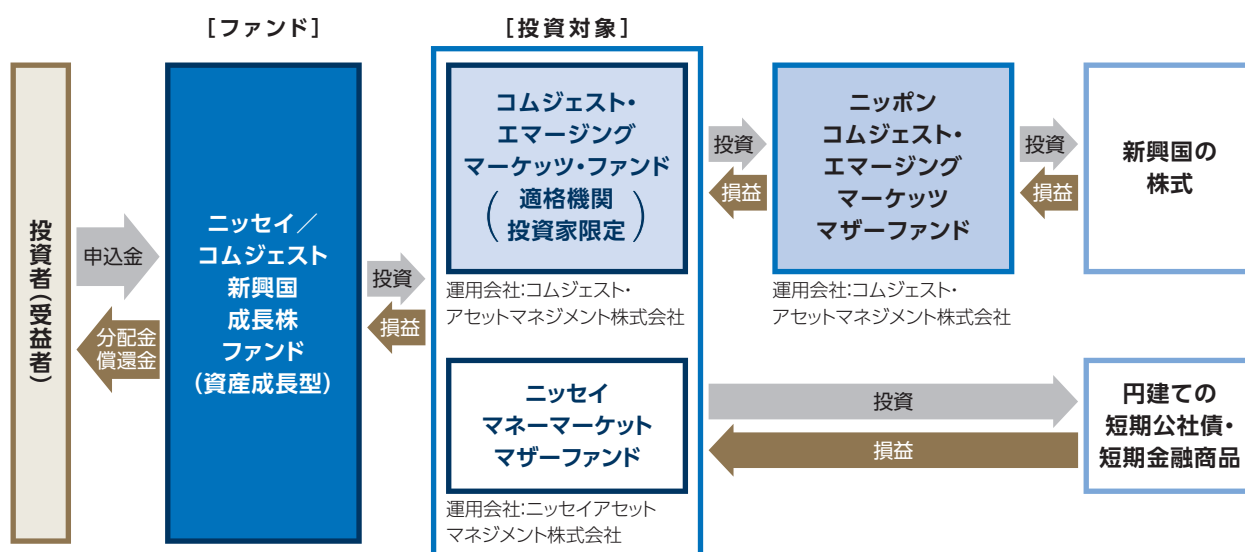
1. ファンドの目的・特色

3年1回決算を行います。

- 毎年4月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
 - ・信託財産の十分な成長に資することに配慮し、収益の分配を行わないことがあります。

●ファンドの仕組み

- ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ[※]方式により運用を行います。
 - ※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。



「ニッポンコムジェスト・エマーシングマーケット マザーファンド」の運用会社であるコムジェスト・アセットマネジメント株式会社は、外貨建資産の運用指図に関する権限をコムジェスト・エス・エー(所在地:フランス・パリ)に委託します。

なお、コムジェスト・アセットマネジメント株式会社およびコムジェスト・エス・エーは、コムジェスト傘下の運用会社です。

●投資対象とする投資信託証券の概要

以下のそれぞれの投資信託証券を「指定投資信託証券」ということがあります。

コムジェスト・エマージングマーケッツ・ファンド(適格機関投資家限定)

投 資 対 象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケッツ マザーファンド※(以下「マザーファンド」といいます)を主要投資対象とします。 ※当該マザーファンドの委託会社(運用会社)であるコムジェスト・アセットマネジメント株式会社は、外貨建資産の運用指図に関する権限をコムジェスト・エス・エーに委託します。
運 用 方 針	●マザーファンドへの投資を通じ、新興国の企業が発行する株式等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。 ●マザーファンドにおいては、徹底したファンダメンタル分析に基づき、高い利益成長が期待される企業を中心に銘柄を選定します。なお、株式の組入れは原則として高位を維持しますが、経済情勢や投資環境等の急変あるいは証券・金融市場の混乱が起きた場合、または起きることが想定される場合には、一時的に株式の組入比率を引下げることがあります。 ●実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ●ファンドが運用対象とする有価証券またはファンドに属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、およびファンドに属する資産を効率的に運用するための有価証券先物取引等は行いません。また、有価証券の貸付けは行いません。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主 な 投 資 制 限	●株式への実質投資割合には制限を設けません。 ●同一銘柄の株式への実質投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 ●投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、純資産総額の5%以下とします。 ●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
決 算 日	原則として、12月30日
収 益 分 配	●毎決算日を分配日とし、分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。 ●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。 なお、上記収益分配方針は、ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド(資産成長型)の収益分配方針ではありません。
信 託 報 酬	純資産総額に信託報酬率をかけた額とし、運用・管理等の対価としてファンドからご負担いただきます。なお、信託報酬率は純資産総額に応じて定まり※、その上限料率は年率0.99%(税抜0.9%)となります。 (上記「投資対象」に記載の運用指図権限の委託先に対する報酬は、当該信託報酬に含まれます) ※ 信託報酬率の詳細は、後記「4. 手続・手数料等 ファンドの費用・税金 ファンドの費用 運用管理費用(信託報酬)」をご覧ください。
そ の 他 の 費 用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用／信託財産に関する租税／借入金の利息／監査費用 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
繰 上 償 還	受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。
委 託 会 社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	野村信託銀行株式会社

1. ファンドの目的・特色

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

投 資 対 象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運 用 方 針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主 な 投 資 制 限	● 株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
決 算 日	原則として、4・10月の各15日
委 託 会 社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社

●主な投資制限

投 資 信 託 証 券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への直接投資は行いません。
デ リ バ テ ィ ブ	デリバティブの直接利用は行いません。
株 式	株式への直接投資は行いません。

❗ 上記は、当ファンド(ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド(資産成長型))における投資制限です。当ファンドは、投資対象とする指定投資信託証券を通じ、実質的に外貨建ての株式への投資等を行います。

●収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
 - ・信託財産の十分な成長に資することに配慮し、収益の分配を行わないことがあります。

❗ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

●主な変動要因

株 式 投 資 リ ス ク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
為 替 変 動 リ ス ク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
カ ン ト リ ー リ ス ク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。
流 動 性 リ ス ク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 新興国の株式投資に関しては、以下の事項にご留意ください。

金融商品取引所の取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます)、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態の発生*による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等)があるときには、ファンドの購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込みの受け付けを取消すことがあります。

※金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等。

2.投資リスク

○ストックコネクト[※]を通じた取引に関しては、以下の事項にご留意ください。

ファンドは中国A株への投資に際し、ストックコネクト(上海・香港相互株式取引制度および深セン・香港相互株式取引制度)を通じて行う場合があります。ストックコネクトを通じた投資は、取引や決済に関する特有の制限等で意図した取引等ができない場合、取引等に特有の費用が課される場合、ストックコネクトにおける取引停止や中国本土市場と香港市場の休業日の違いにより、中国本土市場の急変あるいは株価の大幅な変動時に対応できない場合等には、ファンドの資産価値が減少する要因となることがあります。また、ストックコネクトでは、投資者が不利益を被る大きな制度変更が行われる可能性があります。

※ストックコネクトとは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の中国A株を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。なお、中国A株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件のもとでファンドを含む外国の投資家にも投資が認められています。

○分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

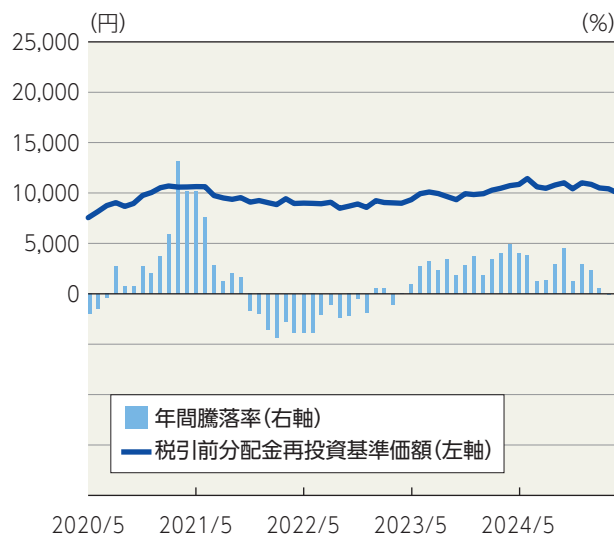
リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

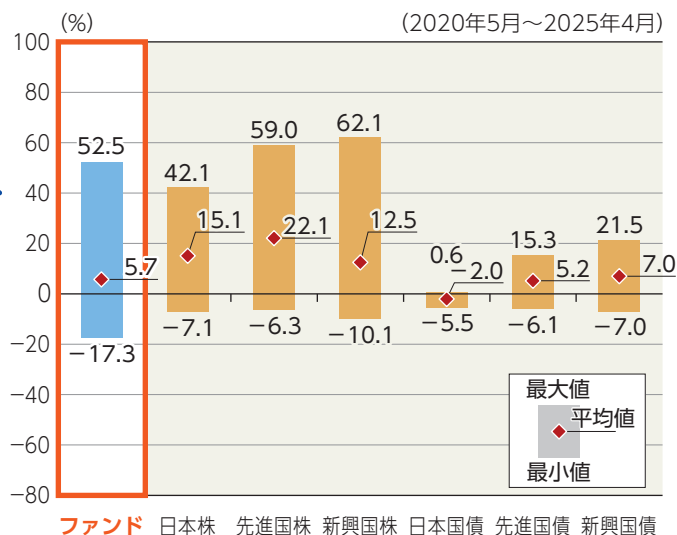
また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし (対円)」の指数を採用しています。

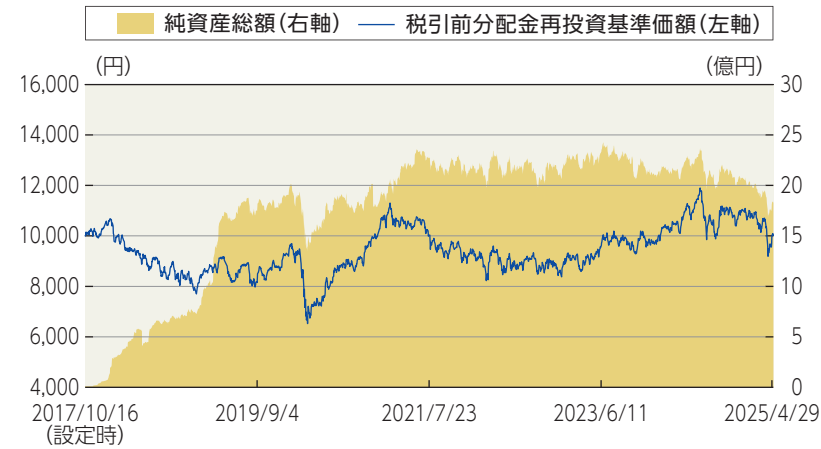
! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX (東証株価指数) の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3.運用実績

2025年4月末現在

●基準価額・純資産の推移



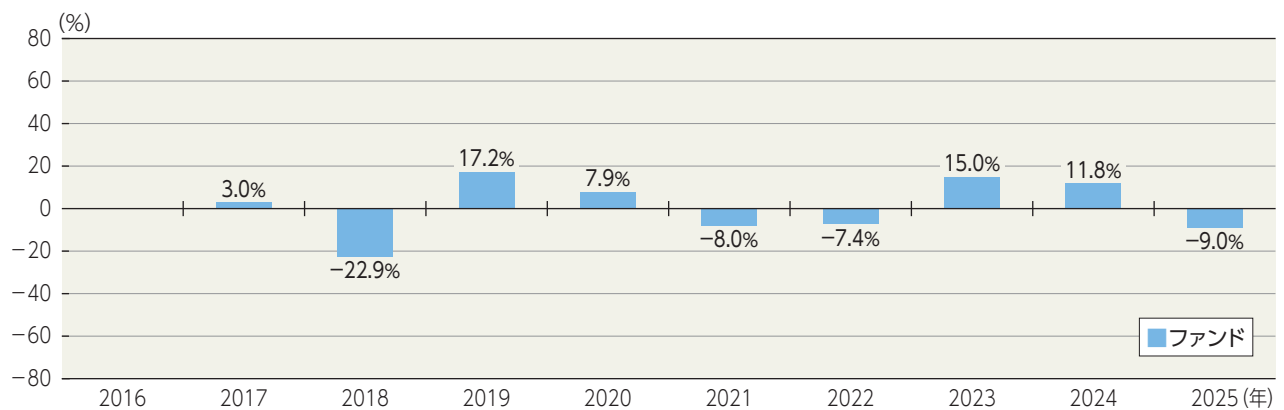
- ・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	10,012円
純資産総額	18億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2021年 4 月	0円
2022年 4 月	0円
2023年 4 月	0円
2024年 4 月	0円
2025年 4 月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2017年はファンド設定時から年末まで、2025年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

●組入比率

コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド (適格機関投資家限定)	99.7%
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	0.3%

- ・比率は対純資産総額比です。

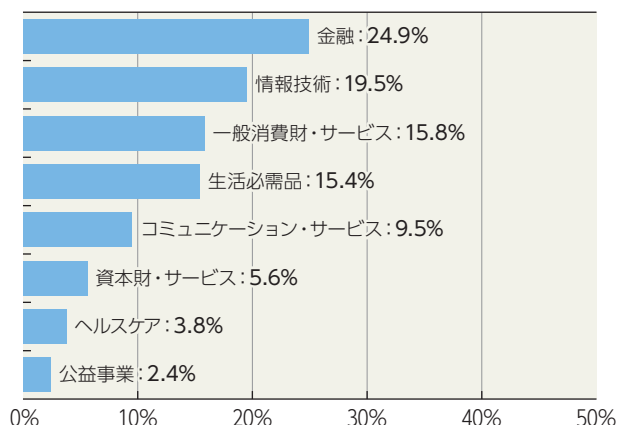
❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

●投資対象ファンドにおける主要な資産の状況

コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド(適格機関投資家限定)

「3.運用実績」における上記ファンドに関する記載は、同ファンドの運用会社であるコムジェスト・アセットマネジメント株式会社の資料(現地月末前営業日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。なお、記載内容は同ファンドのマザーファンドの状況です。

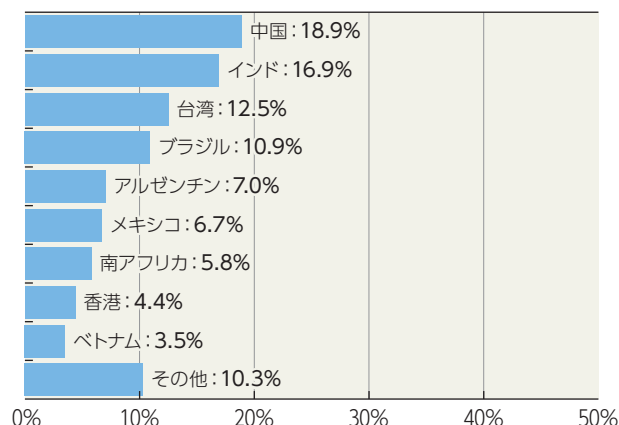
業種別比率



・比率は対純資産総額比です。

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

国・地域別比率



・比率は対純資産総額比です。

●投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド(適格機関投資家限定)

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	台湾セミコンダクター(TSMC)	台湾	情報技術	9.2%
2	テンセント・ホールディングス(騰訊控股)	中国	コミュニケーション・サービス	6.4%
3	メルカドリブレ	アルゼンチン	一般消費財・サービス	5.5%
4	ディスカバリー	南アフリカ	金融	3.6%
5	ウェグ	ブラジル	資本財・サービス	3.4%
6	ウォルメックス	メキシコ	生活必需品	3.4%
7	アンタ・スポーツ	中国	一般消費財・サービス	3.3%
8	デルタ電子	台湾	情報技術	3.3%
9	フォメント・エコノミコ・メヒカノ	メキシコ	生活必需品	3.3%
10	HDFC銀行	インド	金融	3.2%

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

・比率は対純資産総額比です。

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

	銘柄	種別	比率
1	第752回 東京都公募公債	地方債	10.0%
2	平成27年度第13回 京都府公募公債	地方債	8.9%
3	第146回 共同発行市場公募地方債	地方債	8.7%
4	令和2年度第10回 北海道公募公債(5年)	地方債	8.7%
5	第74回 政保地方公共団体金融機構債券	特殊債	6.6%
6	第148回 共同発行市場公募地方債	地方債	5.0%
7	令和2年度第3回 仙台市公募公債(5年)	地方債	4.5%
8	第748回 東京都公募公債	地方債	4.4%
9	第147回 共同発行市場公募地方債	地方債	4.3%
10	平成27年度第3回 千葉県公募公債	地方債	4.3%

・比率は対純資産総額比です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ● 収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	申込日または申込日の翌営業日がユーロネクスト・パリ、ルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。
	購入の申込期間	2025年7月16日から2026年1月15日まで ● 期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときには、購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受け付けを取消することがあります。
決算・分配	決算日	4月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース：税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース：税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ● 販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他	信託期間	2027年10月15日まで（設定日:2017年10月16日）
	繰上償還	・投資対象とする「コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド（適格機関投資家限定）」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。 ・受益権の口数が50億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	1,000億円とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。
	運用報告書	委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者に交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となりますが、当ファンドは、NISAの対象ではありません。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。 ▶ 購入時手数料: 購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
換金時	信託財産留保額	ありません。

毎日

運用管理費用
(信託報酬)

ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額^{※1}とし、ファンドからご負担いただきます。信託報酬率は以下の通りファンドの純資産総額に応じて定まり、その上限料率は年率1.144%(税抜1.04%)となります。

※1 運用管理費用(信託報酬)=保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率)

また、ファンドが投資対象とする「コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド(適格機関投資家限定)」(以下「エマージングマーケット・ファンド」ということがあります)では、以下の通りエマージングマーケット・ファンドの純資産総額に応じて信託報酬率が定まり、運用管理費用(信託報酬)がかかります(ニッセイマネーマーケットマザーファンドには、運用管理費用(信託報酬)はかかりません)。

投資対象とするエマージングマーケット・ファンドの運用管理費用(信託報酬)を含めたファンドの実質的な運用管理費用(信託報酬)^{※2}は、ファンドの純資産総額に**最大で年率2.024%(税抜1.84%)程度**をかけた額となります。

※2 ファンドの信託報酬率は、純資産総額に応じて変動します。また、ファンドが投資するエマージングマーケット・ファンドの信託報酬率は、エマージングマーケット・ファンドの純資産総額に応じて変動するため、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。

信託報酬率およびファンドの信託報酬率の配分(年率・税抜)

純資産総額 ^{※3}	ファンドの信託報酬率	委託会社	販売会社	受託会社	エマージングマーケット・ファンドの信託報酬率	実質的な信託報酬率
200億円超 の部分	1.04%	0.32%	0.70%	0.02%	0.80%	最大で1.84%程度
100億円超 200億円以下の部分	0.99%	0.27%			0.85%	
100億円以下の部分	0.94%	0.22%			0.90%	

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

※3 ファンドの信託報酬率は、純資産総額に応じて定まります。また、ファンドが投資するエマージングマーケット・ファンドの信託報酬率は、エマージングマーケット・ファンドの純資産総額に応じて定まります。

<運用管理費用(信託報酬)を対価とする役務の内容>

委託会社：ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等

受託会社：ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
毎 日	監 査 費 用	ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。	▶ 監査費用: 公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
随 時	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。	▶ 売買委託手数料: 有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶ 信託事務の諸費用: 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶ 借入金の利息: 受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		換金(解約)時および償還時	
所得稅 および 地方稅	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	所得稅 および 地方稅	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315%

- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
2.47%	1.04%	1.43%

- ・対象期間:2024年4月16日～2025年4月15日
- ・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ・総経費率には、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
- ・ファンドの費用と投資対象ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
- ・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、「②その他費用の比率」に含まれます。